

調査の手引き

川崎市 低濃度 PCB 含有電気機器に関する調査について

低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は令和 9 年 3 月 31 日までです。

この調査は、法令に基づいて川崎市が実施する重要な調査です。

上記期限内の処分完了に向け、**令和 8 年 8 月末日までの回答にご協力をお願いします。**

今回の調査の対象と流れ

今回の調査対象は「**変圧器等**」と「**コンデンサー**」です。下記の流れに沿って調査を進めていただきますようお願いいたします。

1. 環境省のホームページや本文書、調査票から調査対象を再確認
2. 調査対象について正しく認識（本文書の次頁以降を参照）
3. 必要に応じて専門家と相談の上、該当すると思われる機器をリストアップ
4. 調査票の 2・3 ページ目「確認方法」「判別方法」に従って低濃度 PCB の有無を判定
5. 調査票に記入し、郵送または FAX にて提出してください（web による回答も可能です）

対象機器が含まれている工作物（自家用・非自家用）について

自家用電気工作物とは

- ・自家用電気工作物の高圧受電設備は、6600V 以上の電気を工場やビル等の事業場内に引き込み、低圧に変換する機器。
- ・通常はキュービクルと呼ばれる金属箱の中に変圧器・コンデンサー・遮断器等が設置されています。



調査は必ず保守・点検を行っている電気主任技術者等にご依頼ください。

※「PCB 内規」では、電気主任技術者等は、低濃度 PCB 含有電気工作物の設置者に対して「確実に、そのポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止するよう努めなければならない。」と規定されています。



キュービクル

自家用電気工作物の主な調査対象機器の例



変圧器



電力用コンデンサー



開閉器



リアクトル



遮断器

非自家用電気工作物とは

- ・自家用電気工作物**以外**の機器
(低圧受電する設備の分電盤内のコンデンサーや、溶接機に内蔵されたコンデンサーなど)

調査は製造年、型式をメーカー等に確認するか電気工事業者へご依頼ください。



低圧コンデンサー

非自家用電気工作物の主な調査対象機器の例



キュービクル内に残置された
廃コンデンサー



単層モーターに取り付けられた
低圧コンデンサー



低圧分電盤内の低圧コンデンサー

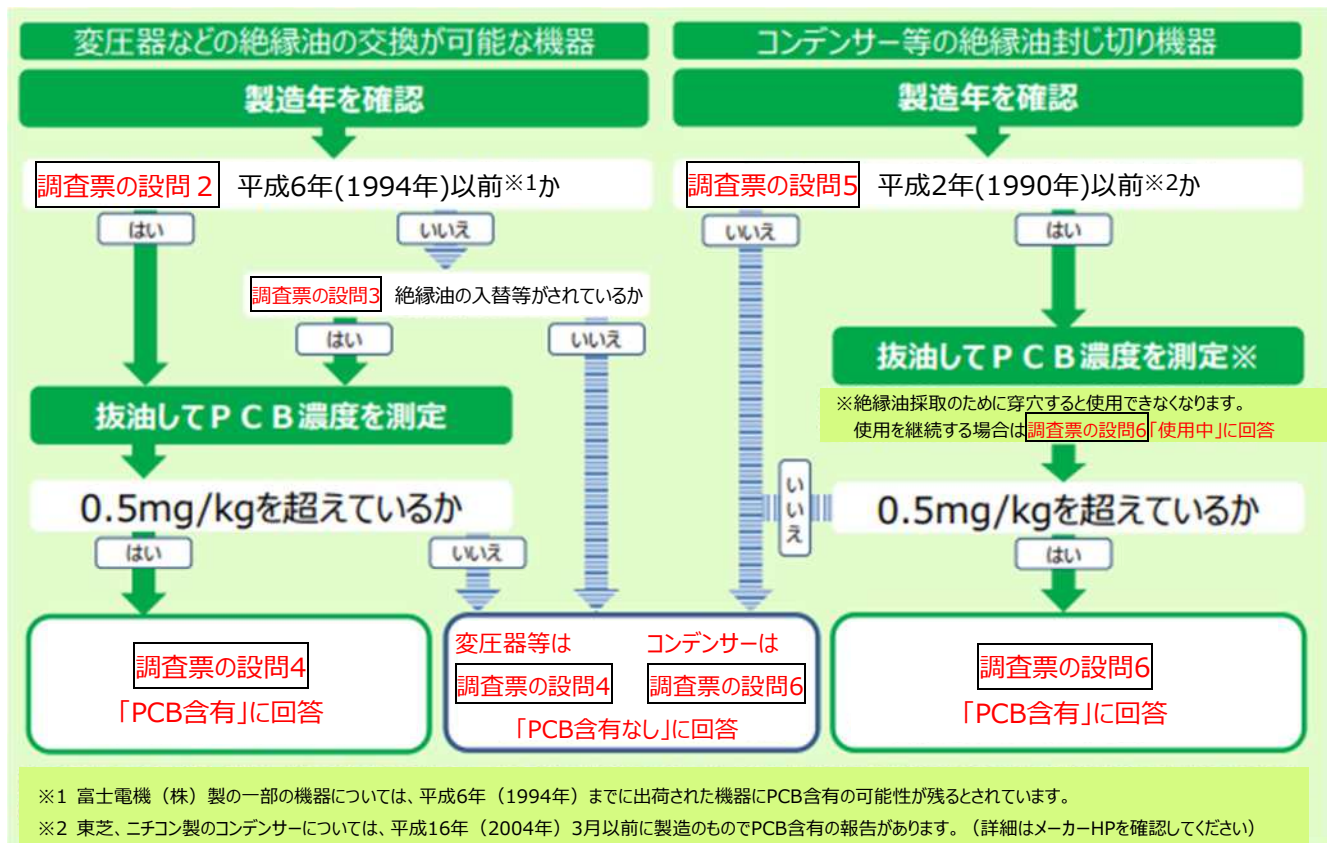


コンプレッサーに取り付けられた
低圧コンデンサー

調査手順

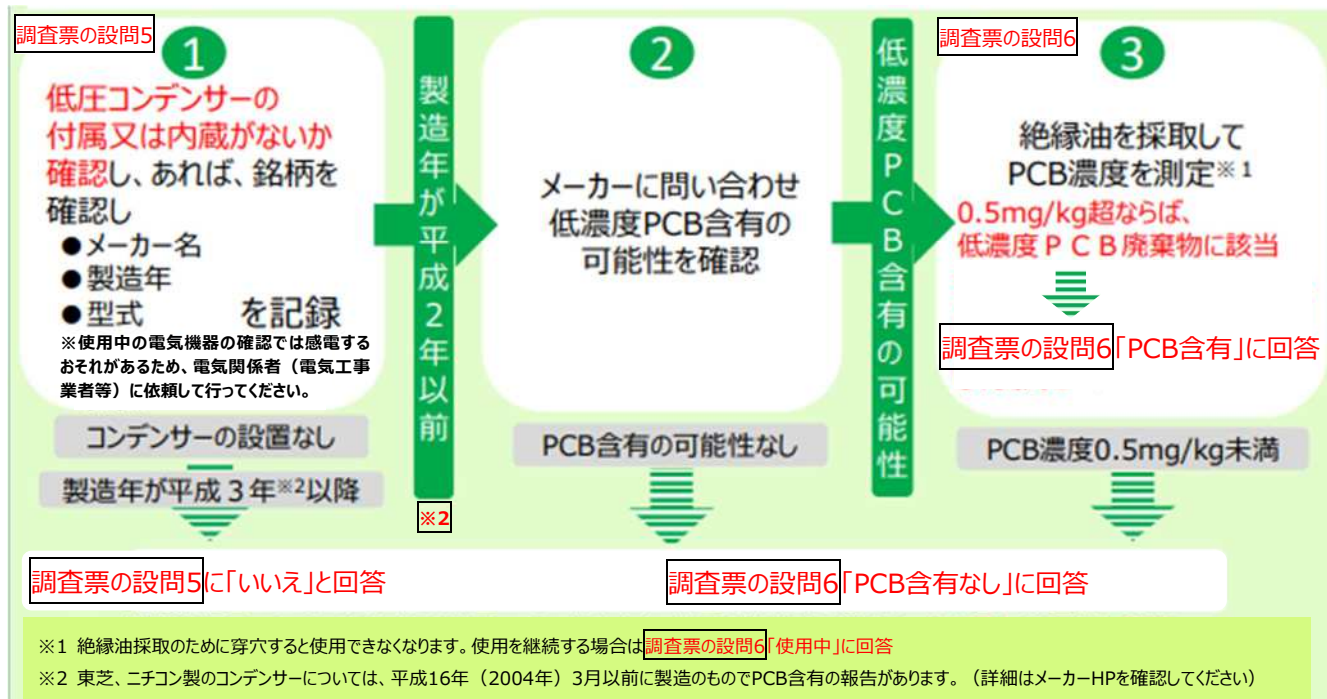
1. 自家用電気工作物

- ・自家用電気工作物の高圧受電設備は、通常はキュービクルと呼ばれる金属箱の中や、電気室内での変圧器・遮断器、コンデンサー等とともに設置されています。
- ・使用中の電気機器の確認では感電するおそれがあるため、必ず電気機器の保守・点検を行っている電気主任技術者等に依頼し、定期点検などの機会に調査するようにしてください。



2. 非自家用電気工作物（低圧コンデンサー）

- ・自家用電気工作物**以外**の機器で、低圧受電する設備の分電盤内のコンデンサーや溶接機に内蔵されたコンデンサーなどです。メーカー等に確認するか、電気工事業者等に依頼して調査してください。



変圧器・コンデンサー等のメーカーお問い合わせ窓口

企業名	部門	TEL	企業名	部門	TEL
愛知電機 (株)	電力カンパニー 産業営業グループ	0568-35-1181	富士電機 (株)	お客様対応窓口 富士電機コールセンター	0120-24-9194
北芝電機 (株)	経営企画部		北陸電機製造 (株)	営業部 全国	076-475-1124
(株) キューヘン	品質保証部 品質保証グループ	0940-34-3212	松下産業情報機器 (株)	<トランス・開閉器> 品質保証部	0561-54-9314
(株) 指月電機製作所	管理本部 総務部	0120-888-453	現: パナソニック スイッチギアシステムズ (株)	<コンデンサ、リアクトル> デバイスソリューション事業部 フィルムキャパシタビジネスユニット	0763-33-5510
四変テック (株)	電子機器事業部 品質管理課	0877-33-2323	松下電器産業 (株)	管理グループ 環境担当	
(株) タイヘン	品質・環境部	06-6390-5513	現: 日本ケミコン (株)	管理グループ 環境担当	
(株) 高岳製作所、東光電気 (株)	電力プラント事業本部	03-6371-4468	現: ケミコンデバイス (株)	お問い合わせ先: ケミコンデバイス (株)	
現: (株) 東光高岳	電力プラント事業企画部	082-218-1304	三菱電機 (株)	-	
中国電機製造 (株)	営業部 営業総括担当	045-411-5191	(株) 明電舎	-	
トーエイ工業 (株)	蓄電器部		川崎電気 (株)	品質保証部	0238-49-2011
(株) 東芝	微量PCBお客様相談窓口	048-765-1188	現: (株) かわでん	品質保証部	03-3781-8114
(株) トーヘン、東京変圧器 (株)	営業部	022-364-2461	(株) 三英社製作所	営業本部 開発営業部	06-6321-0361
現: 東光器材 (株)	配電機器事業部	077-562-0891	(株) 三社電機製作所	品質環境管理部 法規環境管理課	0120-25-7867
東北電機製造 (株)	技術部	075-241-5320	(株) 戸上電機製作所	営業本部 営業企画・支援G お客様サービスセンター	
(株) 西島電機製作所	総務部 環境担当窓口		日本ガイシ (株)	-	
ニチコン (株)	安全環境部	044-433-3412	光商工 (株)	-	
日新電機 (株)	営業部				
日立エーアイシー(株)	受変電・配電システム統括本部 品質保証部 変圧器品質保証課				
現: (株) タイツワ	日立事業所 環境・生産インフラ管理部				
(株) 日立産機システム	-				
(株) 日立製作所	-				
(株) フジケン 現: (株) テックプレジジョン	-				

調査後の手続き

届出～収集運搬・処理の委託について（低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は令和 9 年 3 月 31 日までです）

・本調査の結果、PCB含有電気機器の保有が判明した場合は川崎市への「届出」をお願いします。

川崎市 HP 「PCBに関する届出について」（右の二次元コードでもアクセス可能）

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000183737.html>



・収集運搬、処分については処分期間終了までに処理の委託をお願いします。

・低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬・処分は国または都道府県知事の許可を受けた施設へ処理を委託する必要があります。処理施設については環境省の HP をご確認ください。



環境省 HP「低濃度 PCB 廃棄物の処理」（右の二次元コードでもアクセス可能）

<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/procedure/procedure.html>

1. PCB含有電気機器の保管について

・処理が完了するまで、廃棄物処理法施行規則第 8 条の 13 に規定された保管基準に従って保管をお願いします。

2. 問い合わせについて

・「該当機器」について 上記の各メーカーお問い合わせ窓口

・「保管」「届出」「処分」について 川崎市環境局 生活環境部廃棄物指導課（川崎市 HP 参照）

PCB 対策担当 <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013630.html>



低濃度PCB廃棄物の調査から処分までの手順

低濃度PCB廃棄物の処分期間は **令和9年(2027年)3月31日まで**

